

平成28年度東京都地域自殺対策強化事業(若年層対策事業)一覧

(区市町村)【予定】

| 区分 | 実施主体名 | 事業名 | 事業内容【概要】 |
|--------|--|-----------------------------|--|
| 相談事業 | 荒川区 | 若年世代の自殺予防相談事業 | 10歳代～30歳代の若年世代の自殺及び未遂を防ぐことを目的とし、民間団体に委託して実施する。自殺未遂者または自殺念慮のある方にに対し、適切な相談機関や医療機関に繋げる場合は、寄り添い型の支援(同行支援)を行う。 ・相談方法：メール・電話・面談 |
| | 昭島市 | 若年者向け相談会 | 市内の企業や自営業の方へチラシを配布し、相談が受けられるよう周知する。生きづらさを抱えている人や家族が身近なところで相談や支援が受けられるように、相談員を配置し、対応する。3月の自殺対策強化月間に合わせ開催する。 |
| 人材養成事業 | 品川区、練馬区、葛飾区、江戸川区、青梅市、府中市、町田市、小金井市、多摩市、西東京市 | 若年層対策ゲートキーパー研修 | 教育関係機関職員や保護者、民生児童委員等の若者の身边にいる方を対象として、若者の支援に必要な知識や相談対応について学ぶゲートキーパー研修を実施する。 |
| 普及啓発事業 | 足立区、小平市、日野市 | 学校における特別授業 | 小・中・高等学校等において、児童・生徒に対して命の大切さを伝え、自分で抱え込まずに相談できるようにすることを目的とする特別授業を実施する。 |
| | 新宿区、世田谷区、多摩市 | 中学生向け自殺予防普及啓発冊子の配布及び活用 | 悩みを解消する方法、周囲に相談する方法、悩んでいる友達を見かけたら声をかける方法等を記載した小冊子を中学校1年生の授業や学年集会で配布し、悩みを抱え込まないようにして自殺を未然に防止する。 |
| | 新宿区、品川区、中野区、杉並区、府中市、日野市、多摩市 | 若年層向け自殺防止リーフレット等の作成・配布 | 広報等が届きにくい若者に対して相談窓口を周知するため、区内の学校や成人式、図書館、児童館等において相談窓口を記載したリーフレットやクリアファイルを配布し、相談機関による支援に繋げる。 |
| | 豊島区 | 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクト事業 | 区内の大学生と協働し、定期的にワークショップを行い、若者目線でメッセージ性の高いリーフレット・ポスター・カード等を作成し、区内大学及び専門学校に送付し、掲示及び配布する。 |
| | 中野区 | 大学生を対象とした自殺対策セミナー | 区の広報等が届きにくい青年層への普及啓発を図るため、ゼミ枠を利用して直接大学生に対し、自殺予防となる問題解決能力の向上に繋げるためのセミナーを実施する。 |
| | 板橋区 | 35歳健診におけるうつハイリスク者への相談支援利用勧奨 | 35歳の区民に相談窓口を一覧表にした「板橋こころと生活の相談窓口」を健診案内とともに送付する。 ハイリスク者には二次問診と個別の自殺予防教育を行う。36歳から39歳の機能者にも相談窓口一覧を送付する。 |
| | 杉並区 | 若年層向け自殺対策講演会 | 若年層の自殺予防に関する知識を普及するための講演会を実施する。 |
| | 国立市 | こころの健康づくり映画会(親子対象) | 若年層とその家族向けに「地域での命、家族、絆、生きる事を考える」に焦点をあてた映画会を実施し、若者の自己肯定感、自尊心を高める。親子が参加しやすいよう夏休み中に実施する。 |

第一回東京自死予防・対応会議実行委員会議事録

(民間団体) 【予定】

| 区分 | 事業実施団体名 | 事業内容 |
|--------|--|--|
| 相談事業 | 第二東京弁護士会 | 若年層を対象として、弁護士などの専門家等が電話相談や対面相談を行い、抱えている悩みの解決や適切な支援へつなげる。 |
| 人材養成事業 | ・第二東京弁護士会 ・特定非営利活動法人ぶしけ | ワークショップや研修会により若年層の自殺対策に携わる相談担当者や若者の支援機関スタッフ等の相談対応力等の向上を図る。 |
| 支援死事遺児 | 特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター | 自死(自殺)で大切な人を亡くした子どもや保護者を対象として、悲しみなどの感情をそれぞれのペースで表現できるプログラムを行う。 |
| 普及啓発事業 | ・一般社団法人国際文化芸術交流協会 ・特定非営利活動法人たつ一つの命 ・特定非営利活動法人再チャレンジ東京 ・特定非営利活動法人社会貢献ミュージカル振興会 | 都内の学校等において朗読会、授業、ミュージカル等を実施し、自殺予防の啓発を図る。 |